

[1] 指定整備（車検）・定期点検・臨時点検・整備保証

1. 保証の内容と整備

当会会員工場が指定車検・定期点検整備・臨時整備を実施した部位に不具合が発生し、当会会員がこれを認めた場合、その部位について保証修理（無料整備）をさせていただきます。

2. 保証の期間

指定車検整備完了日（適合証発行日）から起算して以下の期間とします。但しこの期間内でも走行キロが20,000kmを超した場合、保証を終了します。

- (1) 小型車（自家用＝普通乗用、小型乗用、小型貨物、軽四輪車、自動二輪車）は6ヶ月まで
- (2) 事業用自動車、自家用普通貨物車及びバス（レンタカーを含む）は3ヶ月まで
- (3) 但し臨時整備の場合のみ、次回定期点検（車検を含む）を会員工場へ入庫しなかった場合には、保証期間はその点検予定日まで
- (4) 目視点検（Vチェック）項目は、いずれの場合も整備完了日から1ヶ月まで

3. 整備不良が原因で事故が発生した場合の保証限度額

- (1) 対人事故 1名あたり限度額 8,000万円まで
1事故あたり限度額 2億円まで
- (2) 対物事故 1事故あたり限度額 2,000万円まで

4. 保証の受け方（県内全会員に適用されます。）

保証修理をお受けになる場合は、お車と指定整備保証書（指定整備記録簿の写しもありましたらご一緒に）当会会員工場へご提示下さい。

万一送付の際に不具合にお気付きの時は、最寄りの当会会員工場に起こし下されば迅速な保証整備が実施されます。

5. 保証できない事項

- (1) 次の示す事項に起因すると判断できる故障又は破損等の修理は、保証いたしません。
 - ・車輛固有の構造並びにその改造に起因すると認められたもの。
 - ・当会会員工場以外で点検、車検、改造が加えられたと認められたもの。
 - ・重大な事故損傷歴のある自動車。
 - ・保守並びに管理の不備及び第三者の加害行為により発生したものの。
 - ・地震、台風、水害などの天災、事故並びに火災。
 - ・自動車メーカーの説明書等に示す取扱い方法及び異なる使用、及び仕様を限度を超える使用によるもの。
 - ・レース、ラリー等による酷使等、一般的使用では考えられない使用状況により発生したものの。

- ・ユーザーの指定した部品の使用によるもの。
- ・当会会員工場が必要と認めた整備部位並びにその整備方法がユーザーの理由により実施されなかったことに起因するもの。
- (2) 次に示す事項は保証修理をいたしません。
 - ・一般的に機能上影響のない感覚的現象（音・振動・オイルのにじみ等）
 - ・使用損耗（消耗品の性能劣化、並びにベアリング等の使用損耗）あるいは経時変化によるもの。
- (3) 次に示すものの費用は負担（無料修理）しません。
 - ・消耗部品及び油脂類等
 - ・自動車を使用できなかったことによる不便さ及び損失等（電話代、レンタカー代、休業補償、商業損失等）
- (4) 特殊車輛の補償範囲
 - ・登録ナンバーの無い車輛（建設用車輛、フォークリフトなど）については補償対象外とする。
- 6. 保証書の発行とその効力
この保証書は、当会会員工場が指定整備後必要事項、工場名を記入し、検査員印の捺印により有効となります。
- 7. その他
保証期間中、使用者変更があった場合は無効となります。
- 8. 特記事項

特記事項	

工場名		検査員印
-----	--	------